



令和7年4月1日
大臣官房総務課

国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令について
～共生社会の実現に向けた体制強化等～

令和7年度の国土交通省の組織改編を実施する等のため、国土交通省組織令及び国土審議会令について所要の改正を行うもの。

I. 背景

今般、国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るとともに、山村振興法及び半島振興法の有効期限の延長に伴う所要の規定の整備を行う必要があるため、国土交通省組織令及び国土審議会令について所要の改正を行うものです。

II. 概要

国土交通省組織令及び国土審議会令を以下のとおり改正します。

- (1) 総合政策局バリアフリー政策課から共生社会政策課への課名変更等
ジェンダー平等の観点も踏まえた共生社会の実現に向けた体制強化のため、バリアフリー政策課の所掌事務を整理するとともに、「バリアフリー政策課」の課名を「共生社会政策課」に変更する。
- (2) 国土政策局等の所掌事務の特例及び国土審議会山村振興対策分科会の設置期限の延長
山村振興法及び半島振興法の有効期限の延長に伴い、国土政策局等の所掌事務の特例及び国土審議会山村振興対策分科会の設置期限を令和17年3月31日まで延長する。

III. スケジュール

公布：令和7年 3月31日（月）

施行：令和7年 4月 1日（火）※上記Ⅱ.（2）については公布日

【問い合わせ先】

大臣官房総務課	法規第二係長	原口	代表：03-5253-8111（内線21-463）
	法規第七係長	木幡	代表：03-5253-8111（内線21-484）
			直通：03-5253-8185